



令和6年 第1回臨時会：9月27日

行田羽生資源環境組合議会会議録

行田羽生資源環境組合議会

令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会臨時会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（9名）	2
○欠席議員（0名）	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
開 会（午後 2時30分）	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
○議案第2号の上程、提案説明	5
行 田 邦 子 管理者	5
江 森 裕 一 事務局長	6
○上程議案の質疑	7
休 憩（午後 2時40分）	7
再 開（午後 2時41分）	7
○上程議案の質疑続行	7
質疑 5番 野 本 翔 平 議員	7
答弁 行 田 邦 子 管理者	7
答弁 河 田 晃 明 副管理者	8
質疑 6番 島 村 勉 議員	9
答弁 江 森 裕 一 事務局長	9
質疑 1番 木 村 博 議員	10
答弁 江 森 裕 一 事務局長	11
再質疑	12
再答弁	12

質疑 3番 野中一城議員	12
答弁 江森裕一 事務局長	13
再質疑	13
再答弁	13
○上記議案の討論、採決	14
○特定事件の委員会付託	14
閉会 (午後 3時 9分)	14
<hr/>	
○署名議員	15

行田羽生資源環境組合告示第5号

令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会臨時会を9月27日行田市役所305会議室に召集する。

令和6年9月19日

行田羽生資源環境組合
管理者 行田 邦子

令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会臨時会会議録

○議事日程

令和6年9月27日（金曜日） 午後 2時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第2号 新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の締結について

第4 特定事件の委員会付託

○会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（9名）

1番	木村博	議員	2番	小林修	議員
3番	野中一城	議員	4番	町田光	議員
5番	野本翔平	議員	6番	島村勉	議員
7番	香川宏行	議員	8番	松本敏夫	議員
9番	丑久保恒行	議員			

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

行田邦子 管理者
河田晃明 副管理者
江森裕一 事務局長
福地光宏 参事

○事務局職員出席者

総務施設課長 金子政好
書記 尾城英樹

書 記 橋 本 拓 斗

午後 2時 30分 開会

○香川宏行議長 皆さん、こんにちは。

ただ今から、令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会臨時会を開会いたします。

出席議員が9名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

管理者から提出された議案を報告いたします。これら件名はお手元に配布してある印刷文書によりご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○香川宏行議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第85条の規定により議長において指名いたします。

8番 松本 敏夫 議員

9番 丑久保 恒行 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○香川宏行議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長——9番 丑久保 恒行 議員

〔丑久保恒行議会運営委員長 登壇〕

○丑久保恒行議会運営委員長 当委員会は、去る8月7日に委員会を開催し、本臨時会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、その日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜り、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○香川宏行議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△議案第2号の上程、提案説明

○香川宏行議長 次に、日程第3、議案第2号を議題といたします。朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 本日ここに、令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜り、心からお礼を申し上げます。

新たなおみ処理施設の整備につきましては、私が管理者に就任した時には既に、行田市と羽生市との間でごみの広域処理を行うことが決定されており、両市を構成市とした本組合を設立し、事業が進められている状況でありました。

このような中、私はごみ処理施設をめぐる様々な経緯や、現在の進捗状況を把握した上で、両市民にとって何が適切か、新しい管理者としてどのような判断を下すべきか、熟慮を重ねて検討いたしました。

その結果、新ごみ処理施設の整備について、事業の継続性を重視し、既存の事業スキームを維持しながらも、予定価格を大幅に下げるため、改めて仕様の見直しを行うことといたしました。

この結果、今回上程しております契約予定額は、当初の債務負担行為額と比較した場合、66億2,000万円もの大幅な事業費の縮減を実現することができました。

ごみ処理施設は、市民生活に密接に関係する極めて重要な事業であり、大きな財政負担を伴うことから、引き続き、両市民の皆様の負担の軽減を心掛け、慎重かつ公平に取り組んでまいります。

それでは、本臨時会に提出いたしました議案第2号 新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の締結について説明申し上げます。

本案は、新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事契約を締結することについて、行田羽生資源環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものであります。

以上で議案第2号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○香川宏行議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

[江森事務局長 登壇]

○江森裕一事務局長 議案第2号 新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の締結について、細部説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、行田羽生資源環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する予定価格1億5,000万円以上の工事でありますことから、議決を求めるものでございます。

新ごみ処理施設整備運営事業は公設民営方式であるDBO方式を採用し、設計・建設工事及び管理運営業務を実施いたしますが、今回上程する工事請負契約につきましては、設計から建設工事までの範囲を実施するものでございます。

主な工事につきましては、1日当たり126トンの処理能力を持つごみ焼却施設、1日当たり20.4トンの処理能力を持つマテリアルリサイクル推進施設等の建設工事及び外構工事を含む、計画予定地内を対象としております。

次に、契約の方法につきましては、総合評価型一般競争入札でございます。

次に、契約金額は、消費税及び地方消費税相当額を含む、総事業費254億2,100万円でございます。各年度の出来高に応じて支払いを可能とするものでございます。

次に、履行場所は、行田市大字小針字埜通775番地1ほかでございます。

次に、契約期間につきましては、契約締結日から令和10年6月30日までとなります。なお、契約締結日につきましては、行田羽生資源環境組合の休日を定める条例第2条の規定に基づき、9月30日を予定するものでございます。

次に、契約の相手方は、タクマ・鴻池・小川・共和化工・大野特定建設工事共同企業体でございます。本共同企業体の構成員といたしましては、代表構成員として施設整備工事全体を統括し、プラントの設計・建設工事を担当する、株式会社タクマ東京支社、ごみ焼却施設等の建築物の設計・建設工事を担当する鴻池・小川特定建設工事共同企業体、剪定枝資源化施設の設計・建設工事を担当する、共和化工・大野特定建設工事共同企業体となります。

以上で、議案第2号についての細部説明を終わらせていただきます。

○香川宏行議長 以上で説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○香川宏行議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

暫時休憩いたします。着席のままお待ちください。

午後 2時 40分 休憩

午後 2時 41分 再開

○香川宏行議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

—— 5番 野本翔平議員。

○5番 野本翔平議員 議案のご説明ありがとうございました。

2点質疑をさせていただきます。まず1点目です。1点目として落札額に対する認識についてお伺いしたいと思います。

これまで、先程のご説明にもありましたが、組合として事業費の削減に尽力してきたことは理解をしております。66億2,000万円の削減、これは非常に大きな削減だと思っております。

とはいえ、今回の落札額413億6,000万円という金額は、極めて大きな金額であります。ですので改めて、金額に対する認識を行田管理者に伺います。

2点目です。今回の契約によって構成市である行田市、そして羽生市はとても大きな財政的な負担を背負うこととなります。行田管理者、そして河田副管理者は行田市、羽生市両市の市長でもあられます。それぞれの市における財政面での協議状況や、またこの大きな負担についてどのように認識されているのかを、管理者、副管理者それぞれに伺います。

以上です。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——管理者。

○行田管理者 議案第2号 新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の締結についてのご質疑に順次お答え申し上げます。

はじめに、落札額に対する認識についてでございますが、私は管理者に就任して以来、継続的に市民負担を少なくするための努力を続けてまいりました。予定価格の設定時におきましても事業費の削減に努めたところであります。

そしてまた、入札手続きにおける応募者からの質問に対する回答や、また対話の段階におきましても、一貫して経済的な施設を作る旨を伝え続けてきたところでございます。

結果的に今回1グループの入札となりましたけれども、落札率は95.76%、当初の債務負担行為の額から66億2,000万円低い額となり、組合といたしまして意思表示の効果があつたと考えております。

また、昨今資材高騰や働き方改革などで、契約額を押し上げる要素が多く、全国的にも同様の施設の入札不調が散見されております。こうした中で落札者が決定できたことは事業者選定委員からも評価を受けているところであります。適切な入札結果であると認識しているところであります。

次に、両市との財政面での協議状況や負担に関する認識についてでございます。組合と構成市において債務負担行為の設定を含む予算協議などを重ねているところであります。今後予想される負担内容について共有しているところでございます。

これを踏まえまして、行田市におきましては計画的な基金の積み立てを行っており、事業費の一時的な負担軽減を図るなど、財政上に支障が無いよう準備を進めているところでございます。

本事業の主たる財源は、両市の市民の皆様からの税金や、また将来長きにわたり負担することとなる地方債などで賄われますことから、引き続き、負担の軽減を心掛け、事業を推進していきたいと考えております。

以上、質疑に対する答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 ——副管理者。

○河田副管理者 議案第2号 新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の締結についてのご質疑にお答え申し上げます。

財政面での協議状況や負担に関する認識でございますけれども、本事業が極めて大きな負担を伴うことは、組合、構成市ともに認識を共有しているところでございます。

羽生市においても、組合との協議をもとに基金の積み立てをはじめ、長期的な視点から確実に予算が確保できるよう努めているところでございます。

ごみ処理施設の整備は、市民生活に欠かすことのできない極めて重要な事業であることから、今後とも着実かつ効率的な施設整備を進めてまいりたいと存じます。

以上、質疑に対する答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質疑はありますか。

○5番 野本翔平議員 ありません。

○香川宏行議長 次に、6番 島村勉議員。

○6番 島村勉議員 通告に基づきまして、議案第2号 新ごみ処理施設整備事業に係る建設工事請負契約の締結について質疑いたします。

まず、1点目、契約金額254億2,100万円に関し、焼却施設、マテリアルリサイクル推進施設及び外構など、施設や設備などの区分ごとの工事費の内訳についてお伺いいたします。

2点目、契約金額を賄うため、補助金、起債及び両市の負担金など、歳入としてそれぞれどの程度の金額を充てることになるかと想定しているのか、お伺いいたします。

内容についてはこれから精査するものと思いますが、現時点で答えられる概数で結構ですので、お答えをいただきたいと思っております。

3点目、入札を実施するに当たり、組合の施設整備の基本的な考え方の中にコスト削減が示されていますが、建設コストを抑えるため、組合としてどのような取り組みや工夫を行ってきたのか、お伺いいたします。

4点目、施設配置及び車両動線等に関し、ごみの搬入者に対し、安全性や円滑性、渋滞緩和等について、どのような配慮がなされているのかをお伺いいたします。

以上、議案質疑といたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 議案第2号に対する質疑に順次お答え申し上げます。

はじめに、施設や設備など工事費の内訳についてでございますが、事業者の提案によりますと、ごみ焼却施設の建設工事費は約167億6,500万円であり、不燃・粗大ごみ、かん類、ペットボトル、剪定枝を処理するマテリアルリサイクル推進施設及び資源物を保管するストックヤードの建設工事費は約86億5,600万円でございます。

次に、工事費の財源となる補助金、起債及び両市の負担金など歳入の想定金額についてでございますが、正確な金額は、今後、詳細設計を実施する中で確定いたしますので、入札時の見積書から想定される金額を申し上げます。

まず、ごみ焼却施設とマテリアルリサイクル推進施設の建設に対して、環境省所管の循環型社会形成推進交付金を活用し、一般的な補助率を3分の1、発電に係る電気計装設備の一部に対して補助率を2分の1で試算した場合、交付額については約66億円を想定しております。その後、交付金を差し引いた事業費に対しましては、地方債を発行し、補助対象事業

について充当率を90%、単独事業については充当率を75%で試算した場合、起債額については約161億円を想定しております。

建設費から交付金及び地方債を差し引いた金額が約27億円であり、この金額を組合負担金の割合により構成市に負担していただくこととなります。

次に、建設コストを削減するための組合の取組みや工夫についてでございますが、建屋やプラント機器の材質等について特定の条件を指定しないことや、施設規模やごみピットの最小化、管理棟の合棟を可能とすること、また売電収益を事業者収益とすること等、当初債務負担行為を設定した時点の仕様を見直し、コストの低減に努めたところでございます。

次に、施設の配置及び車両動線等に関する安全性等への配慮についてでございますが、すべての車両動線を時計回りかつ一方通行とすることで安全性を確保し、カラーサイン等により分かりやすい動線とする提案をいただいたところでございます。また、渋滞緩和策として、計量機を収集委託業者と市民の直接搬入等に分けることで、受付手続の円滑化を図るとともに、万一、施設が混雑した場合には、別途駐車スペースを確保して待機いただく提案となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質疑はありますか。

○6番 島村勉議員 ありません。

○香川宏行議長 それでは次に、1番 木村博議員。

○1番 木村博議員 通告に基づきまして、議案第2号について5点ほど質疑いたします。

1点目ですが、本議案第2号は新ごみ処理施設整備運営事業に係る本契約の中の建設工事請負契約のみの案件ですが、本事業はDBO方式として本契約を行うものであり、設計・建設そして建設完了後の試運転から、本格稼働後の20年間の運転維持管理までを包括的に契約するものと理解しております。

そこで、改めてお伺いしますが、本契約成立までの各契約の流れについて詳細をご説明してください。

2点目でございます。本建設工事の予定価格はどのように設定されたのかお伺いします。

3点目でございます。ごみ焼却処理施設の処理技術は事前に決めていたのかお伺いします。

4点目、本建設請負契約の中で余熱利用施設の建設費用は含んでいるのかどうかということです。

5点目です。今後、市民に対する説明会の予定はあるのでしょうか。

以上、5点よろしくお願いいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 議案第2号に対する質疑に順次お答え申し上げます。

はじめに、各契約に関する詳細についてでございますが、本事業につきましては、施設設計から建設、運営・維持管理までを一括して発注する、DBO方式として契約を締結するものでございます。本年1月9日の入札公告以降、入札資格審査や競争的対話、提案内容に対するヒアリングなどを経て、事業者選定委員会の答申を踏まえ、7月22日付けで落札者を決定いたしました。その後、9月12日付けで本事業契約に関する基本的な事項について全ての参加企業と結ぶ基本契約、計画予定地内すべての設計・建設工事に関する事項について特定建設工事共同企業体と結ぶ建設工事請負仮契約、また、20年間の施設の管理運営に関する事項について特別目的会社（SPC）と結ぶ運營業務委託契約の3つの契約を同時に締結したところでございます。

このうち、建設工事請負契約につきましては、行田羽生資源環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議案を上程したところでございます。なお、これら3つの契約については一体不可分なものとして入札公告しており、本議案の可決をもって全ての契約が有効となるものでございます。

次に、予定価格の設定についてでございますが、環境省発行の廃棄物処理施設建設工事等の入札・契約の手引きを参考に、プラントメーカーから徴取した見積り、他自治体の直近の契約事例、また資材費及び建設事業費の今後の推移を見込み、総合的に勘案したうえで設定したところでございます。

次に、ごみ焼却施設の処理技術の決定についてでございますが、入札にあたりまして、広く公募を行い公平公正かつ、より安価な提案を求める観点から、処理技術を限定することなく公募したところであり、落札者決定をもって処理方式も確定したものでございます。

次に、余熱利用施設の建設費用を含んでいるのかについてでございますが、入札公告における要求水準書において発電した電気は場内で活用した後、余剰電力を売電することとしており、余熱利用施設の建設費用は含んでおりません。

次に、市民に対する説明についてでございますが、新ごみ処理施設の稼働に伴い、ごみ分別区分や収集回数など市民生活に直接関係する大きな変更が生じることから、構成市とともに円滑に移行ができるよう、丁寧に説明を行ってまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質疑はありますか。——1番 木村博議員。

○1番 木村博議員 丁寧な答弁ありがとうございました。

2点目のですね、予定価格の設定にあたってなんですけど、算出にあたって市の担当者監理のもと、業務委託の中で算出をしたということで理解してよろしいでしょうか。

2つ目がですね、予定価格で積算したごみ処理施設の処理技術なんですけど、事前にどのようなものを想定して算出したのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目の再質疑なんですけど、事業者提案の中で余熱利用施設の提案は無かったということによろしいのかという点でございます。

以上、3点の再質疑でございます。よろしく願いいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 再質疑にお答え申し上げます。

予定価格の設定の中で算出の方法でございますけれども、ご指摘のとおり現在、事業者選定アドバイザー業務委託を一般財団法人日本環境衛生センターに発注してございまして、これらの技術支援のもとに、職員も含めてですね、いろんな情報を収集して予定価格の算出を行ったところでございます。

続きまして、2点目のごみ処理施設の処理技術の決定の過程でございますけれども、要求水準書におきましては、焼却方法の中で、ストーカ式焼却方式、流動床式焼却方式、シャフト炉式ガス化溶融方式、及び流動床式ガス化溶融方式、これらを併記いたしまして、これらの中で提案を求めました。その結果、今回はストーカ式燃焼方式による提案をした業者が落札者となったことから、この方式による焼却炉となるものでございます。

続きまして、余熱利用の提案でございますが、今回の提案の中で発電後の低温排熱の利用について、提案ができる場合はしてほしいと求めたところでございますが、余熱利用の方法としての提案はございましたが、具体的なものとしてこれが実現可能性があるといった提案はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 次に、3番 野中一城議員。

○3番 野中一城議員 通告に基づきまして、質疑をいたします。

議案第2号 新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の締結について、次の点について伺います。

初めに、契約にあたり各市の負担金はどの程度になるのか伺います。

2点目に、余熱利用施設は作らないとなっておりますが、そこで売電とした経緯について伺います。

以上、2点を質疑といたします。よろしくお願いいいたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 議案第2号に対する質疑に順次お答え申し上げます。

はじめに、本事業に係る構成市の負担金額についてでございますが、建設工事費に充当する一般財源及び地方債の元利償還金の総額は約195億円でございます。

また、運営費につきましては、20年間で159億4,000万円、1年あたり約7億9,700万円を見込んでおるところでございます。組合規約に基づき構成市から毎年度、ご負担いただく予定でございます。

次に、売電とした経緯についてでございますが、共同整備に向けた構成市間の勉強会におきまして、広域化の目的として経費削減があり、整備する施設は必要なものみにする方向性について意見交換が重ねられました。これを踏まえ組合設立のための協議会において、余熱利用施設は作らず、売電を行うことで協議が整ったことから、余熱利用については発電とする仕様にしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○香川宏行議長 再質疑はありますか。——3番 野中一城議員。

○3番 野中一城議員 ご答弁ありがとうございました。再質疑をさせていただきます。

まず1点目なんですけども、先程ご説明の中で20年間で159億4,000万円、1年間で7億9,000万円とありましたけれど、各市の割合はどれくらいになるのかと、また、現時点の状況とどう変わっていくのか具体的に説明をお願いいたします。

以上、再質疑といたします。

○香川宏行議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森裕一事務局長 お答え申し上げます。

まず、負担金の割合でございますが、予算上は償還金などにつきましては組合の会計に含めまして、その他運営費なども含めた組合の会計の中で、組合規約に基づく負担割合により構成市に負担していただくという規定になってございまして、ごみ処理施設が稼働しますと均等割が2割、ごみ量割が8割、この割合により構成市が負担するものでございます。なお、ごみ処理施設の稼働までは、ごみ量割が人口割に振り替えるものでございます。

続きまして、現時点との差でございますが、処理するごみの種類などが異なりますことか

ら、単純に比較はできませんが、構成市の施設がすでに建設後約40年経過してございまして、建設にかかる支出がございませんで、新しい施設ができますと、その建設工事の償還分などが負担額を増加させる要因となるものと認識してございます。以上でございます。

○香川宏行議長 他に質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

△上程議案の討論、採決

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔通告なし〕

○香川宏行議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第2号 新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の締結については、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○香川宏行議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

△特定事件の委員会付託

○香川宏行議長 次に日程第4、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本臨時会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもって、令和6年第1回行田羽生資源環境組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 3時 9分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年 月 日

行田羽生資源環境組合議会議長

香 川 宏 行

行田羽生資源環境組合議会議員

丑久保 恒 行

同

松 本 敏 夫